

サプライヤーの皆様へのお願い

(サプライヤー・ガイドライン) 解説書

1- 人権の尊重

1-1. 人種、国籍、性別、宗教、社会的身分、身体上の理由等による雇用機会、賃金、昇進・昇格等における差別を行わない

【解説】

職場における差別とは：

正当な理由なく、遂行すべき業務と何ら関係のない属性を理由に採用・評価・育成・配置・賃金・昇給・役職登用などの機会や処遇に差を設けることを指します。

遂行すべき業務と何ら関係のない属性：

人種、民族、国籍、性別・性自認・性的指向、障がいの有無、皮膚の色、身体的特徴、疾病、年齢、宗教、思想、信条、政治上その他の意見、社会的身分、門地などが該当します。

1-2. 従業員に対する暴力、虐待、体罰、精神的苦痛を伴う言動、あらゆるハラスメントを行わない

【解説】

職場におけるハラスメントとは：

「嫌がらせ」や「いじめ」などの行為を意味します。上司や同僚などの言動が本人の意図とは関係なく相手を不快にさせたり、傷つけたり、不利益を与えたりすることで、就業環境を害する行為などが該当します。

主なハラスメント：

- ・性的嫌がらせや性的虐待などのセクシュアルハラスメント
- ・職務上の地位や役職などの優位性を利用した身体的・精神的な嫌がらせであるパワーハラスメント
- ・妊娠・出産・育児・介護等を理由としたハラスメント
- ・その他暴力、虐待などの非人道的な扱い、またそのような恐れのある扱い

1-3. 本人の意思に反する就労、離職の自由が制限される労働、不当な拘束手段を用いた労働強要等あらゆる形態の強制労働を禁止する

【解説】

強制労働とは：

処罰の脅威によって強制や拘束された状態で働かせるなど自ら任意に申し出たものではない、すべての労働を指します。また、借金による束縛や暴力、脅迫、詐欺などの手段を用いて支配下に置くこと、人身売買等、いかなる形態の現代奴隷も該当します。

1-4. 事業を行う国・地域における法定就労年齢未満の児童を雇用しない。また、児童の健康、安全、道徳を損なうような就労をさせない

【解説】

児童労働とは：

法律で定められた就業最低年齢に満たない者によって行われる労働を指します。

具体的には

- ・原則 15 歳未満による労働
- ・18 歳未満による健康・安全・道徳を損なうおそれのある労働（夜勤や残業および健康・安全が危険にさらされる可能性がある労働）

1-5. 事業を行う国・地域の法令等で定められている労働時間を遵守する。また、過度な時間外労働を禁止し、時間外労働の削減に努める

【解説】

労働時間、休憩時間、時間外労働、深夜労働、休日および休暇は、事業を行う国・地域の法令および労使協定（36 協定等）を遵守しなければなりません。

過度な時間外労働とは：

年間労働日数が法定限度を超え、且つ一週間あたりの労働時間（超過勤務時間を含む）が法定限度を超える労働を指します。

1-6. 事業を行う国・地域の法令等に基づき、従業員と適切な労働契約を締結し、適正な賃金、手当等を支払う。時間外労働に対しては適切な対価を支払う

【解説】

労働者に対して、適正な労働時間や残業時間に基づき最低賃金以上の賃金や法的に義務づけられる手当や福利厚生を支払うことなどが求められています。

1-7. 従業員個人の意思に基づいて労働組合を結成する権利、および参加・不参加を選択する権利、団体交渉の権利を尊重し、労使の建設的な対話機会を設ける

【解説】

従業員には、自らの選択により労働組合を結成し、加入や運営、従業員の代表として会社と団体交渉を行う権利があります。

企業はこの権利を尊重し、従業員が差別や報復、脅迫等を受けることなく、労働条件や経営慣行に関する対話や意見交換を経営陣と行うことができるよう配慮する必要があります。

- 1-8. 従業員の心身の健康に配慮し、安全で健康的な職場環境の確保に努めると共に、安全・衛生に関する法令、規制、規定を遵守し、健康リスクへ適切な対応を行う**

【解説】

安全で健康的な職場環境の確保とは：

各国・地域で適用されるすべての法律および規制を遵守し、従業員が安全で健康的な職場環境で就労することができるよう、労働災害や職業的疾病预防や労働条件の改善に努めることを指します。

2- 環境保護

- 2-1. 事業活動を行う各国・地域で適用される環境に関する法令等を遵守し、環境負荷の低減に努める**

【解説】

事業活動を行う国や地域での環境に関するすべての法令や規則および基準を踏まえつつ、環境保全に十分に配慮し、必要に応じて自主基準を設け、環境への影響を継続的に見直し・改善していく取り組みが望まれます。

- 2-2. エネルギーの効率的かつ持続的な使用や再生可能エネルギーの導入に努め、温室効果ガス（GHG）排出量の削減に努める**

【解説】

資源・エネルギーを有効利用に向けて、使用状況の把握や効率の改善に取り組むことが望まれます。また、事業活動において直接・間接的に排出する温室効果ガス（GHG）についても、エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの利用拡大などを通じて、その排出の継続的な削減に努めることが推奨されます。

- 2-3. 廃棄物の排出量削減、リサイクル、再利用等に積極的に取り組み、資源の有効利用に努める**

【解説】

廃棄物の適切な管理や削減に向けた取り組むこと、リサイクルや再利用も含めた資源の有効活用に取り組むことが推奨されます。また、廃棄物の収集・分別のための設備や仕組みの整備を通じて、責任ある廃棄を進めることが望まれます。

- 2-4. 排水、汚泥、排気等の流出量の削減に努める**

【解説】

事業を行う国・地域の法令に定められた水準を参考に、それ以上の自主的な環境負荷の削減を目指すことや環境汚染や公害の発生を予防するとともに、排水・汚泥・排気等の監視・制御を通じて排出量の削減に取り組むことが望まれます。

2-5. 環境汚染の可能性のある化学物質の安全な管理を行う

【解説】

事業を行う国・地域の法令を踏まえ、環境汚染や健康被害の防止に配慮し、製造段階で商品や原材料に含まれる化学物質について、安全な保管・使用・廃棄の手続きを明確にし、適切に管理することが望まれます。

2-6. 自社の事業活動が生態系に与える直接・間接的な影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に努める

【解説】

自社の事業活動が環境や生態系、生物多様性に与える影響については、直接的なものだけでなく、商品や原材料の調達を通じた間接的な影響にも目を向け、生物多様性の保全に配慮した取り組みを進めていくことが望まれます。

3- 情報セキュリティ

3-1. コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策を講じ、自社および他社に被害を与えないよう管理する

【解説】

管理の方法には、標的型メールなどによるマルウェア感染や悪意あるサイトへの誘導などにより、個人情報、顧客情報、取引先情報、機密情報などの営業秘密の流出や、重要ファイルを暗号化されるなどの被害をもたらすサイバー攻撃などの脅威に対し、各国・地域の関連基準に準拠したサイバーセキュリティプロセスを構築し、適切な対策を実施することが含まれます。

3-2. 自社の従業員およびサプライヤー、顧客、消費者など取引を行う者すべてのプライバシーを尊重し、保護するための合理的な措置を確保する

【解説】

プライバシーの権利とは：

私生活、家族、住居または通信に対して、恣意的、不当または違法に干渉したり、私生活上の事実情報、非公知情報や、一般人なら公開を望まない情報をみだりに公開されたりしない権利を指します。

通信やインターネット、ソーシャルメディア上でのコミュニケーションにおけるプライバシー保護についても認識し、その侵害がないように最大の注意を払う必要があります。

3-3. 個人情報を収集、保管、処理、移転、共有する場合、個人情報保護および情報セキュリティに関する法律および規制要件を遵守する

【解説】

個人情報とは：

生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日等により特定の個人を識別することができるものを指します。

自社従業員のみならず、事業に関わるサプライヤー、ビジネスパートナー、顧客、さらに第三者の個人情報を適切に管理するための仕組みの構築と運用を行い、特定された利用目的の範囲内で個人情報の収集、保存、変更、移転、共有等を行う必要があります。また、利用目的の範囲を超えて利用する場合は、予め本人の同意を得ることも必要です。

3-4. 顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する

【解説】

機密情報とは：

機密である旨が合意されている文書など（電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む）により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指します。

自社従業員やサプライヤー、ビジネスパートナー、顧客等から受領した機密情報を管理するための適切な仕組みやマネジメントシステムの構築と運用が望めます。（従業員が遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直し、情報管理レベルの設定や従業員の教育・研修を含みます。）

4- 公正で透明な事業活動

4-1. すべての取引において法令と国際ルールを遵守し、贈収賄や不正な利益授受を禁止するとともに、公正な競争を守り、不公正な取引を排除する

【解説】

あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切容認しない方針を保持し、不当・不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または受領しないこと、各国で整備されている競争法を遵守し、国内外の事業において、透明なプロセスを通じて公正かつ自由で合法的な競争を行うことなどが挙げられます。

4-2. あらゆる事業活動から反社会的勢力との関係を排除する

【解説】

市民社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力との関係を遮断するよう組織的に取り組み、当該勢力が不当な経済的利益を得ようとするような行為に対しては、断固として要求を拒否し、警察などの機関と連携して関係遮断を徹底することなどが挙げられます。

4-3. 特許権、著作権、商標権等の知的財産権を尊重し、第三者の知的財産の無断使用や著作物の違法複製を防止する

【解説】

知的財産権とは：

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、などが該当し、知的財産には、営業秘密・技術上のノウハウも含まれ、自社のみならず、顧客やサプライヤーなどの第三者も知的財産の保護の対象となります。

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産が第三者に侵害されないよう保護するとともに、サプライヤー、ビジネスパートナーや顧客を含む第三者の知的財産の不正入手や不正使用、ソフトウェア・書籍の不正コピー等の権利侵害を一切行わないことなどを指します。

4-4. お客さまに安全・安心な商品・サービスを提供するために、日本をはじめとする販売国や地域の法令基準や顧客から要請された品質基準を遵守するとともに、商品の品質の向上、改善に努める

【解説】

安全・安心な商品・サービスの提供とは：

提供する製品やサービスが各国・地域の法令等で定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たすことを指します。

品質、安全に対するマネジメントシステムを構築・運用し、品質保証に関わる継続的な改善に努め、顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確で誤解を与えない情報を提供することや、商品・サービスに関する顧客からのお申し出への対応、重大事故が発生した場合の迅速な情報開示、関係機関への連絡、製品回収を実施するための体制の整備などが求められます。

4-5. 法令違反や人権侵害などの問題について、従業員、取引先関係者または消費者が、安

心して通報・相談できる窓口の設置に努め、その運用にあたっては秘密を厳守し不利益な取り扱いを禁止する

【解説】

通報・相談窓口とは：

自社および取引先等の法令違反・不正行為等のコンプライアンス上の問題やまたはその恐れのある行為が行われていることを知ったり、人権・労働上の侵害を被ったりした従業員、取引先関係者または消費者が、記名または匿名で直接報告・相談できる窓口を指しています。

通報者および通報内容の機密性を確保し、通報したことを理由に企業や個人から不利益な取り扱いを一切受けることがないようにする必要があります。

4-6. 紛争鉱物や犯罪に関与する可能性のある原材料の購入・使用を防止する

【解説】

紛争鉱物や犯罪に関与する可能性のある原材料とは：

原産地や流通過程で人権や環境への負の影響を生じさせるリスクが高い希少鉱石や紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こし、または加担する可能性があるものを指します。

直接的または間接的に関与していないことを、合理的に保証できない場合には、その購入・使用を防止するよう努めることなどが望まれます。

5- 地域社会への貢献

5-1. 地域の持続可能な発展への貢献、地域社会や住民との協働や良好な関係の構築を目指し、雇用創出や技能開発、地元の製品・サービスの購入の優先やサプライヤーの育成等に取り組む

【解説】

地域社会の一員としての役割を果たし、地域の成長と発展に寄与する事業活動を行うことが望まれます。

5-2. 影響を受ける地域社会に配慮して責任ある事業運営を行う

【解説】

事業活動が地域の経済、社会、環境に影響を及ぼす可能性があることを認識し、生産プロセスや製品・サービスによる地域社会や住民への健康・安全衛生等の被害をなくす取り組みを行うことなどが望まれます。